

こんなときは共済組合の サービスをご利用ください

日本郵政共済組合で行っている主なサービスについていくつかご紹介します。詳しい内容や手続の方法については共済組合ホームページをご覧ください。コールセンター(0120-97-8484※通話料無料)までお気軽にお問い合わせください。

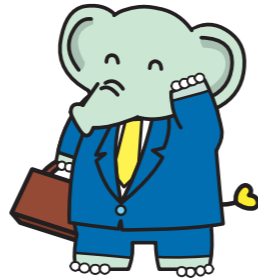
ライフステージ別

入社するとき

入社時に家族の保険証を作りたいとき
(家族を扶養に入れたいとき)

被扶養者の届出

被扶養者の届出について詳しくはP8を見てね!



団体積立年金保険(拠出型企業年金保険)に加入したいとき

※加入資格・募集期間がありますのでコールセンターにお問い合わせください。

団体積立年金保険「みらい」の加入申込

結婚するとき

結婚時に家族の保険証を作りたいとき
(家族を扶養に入れたいとき)

被扶養者の届出



出産するとき

出生した子の保険証を作りたいとき
(家族を扶養に入れたいとき)

被扶養者の届出

組合員本人又は、その被扶養者が出産したとき

出産費・家族出産費の請求

産前産後の特別休暇中に、手当の減額などで給与が一定額を下回ったとき

出産手当金の請求

組合員が産前産後の特別休暇を取得したとき

産前産後休業等期間掛金免除の申出

産前産後の特別休暇から復帰後に、3歳未満の子を養育しており、お子様の養育のために給与が下がったのに共済掛金が高いままのとき

産前産後休業終了時の改定の申出

3歳未満の子を養育し、産前産後休業終了時の改定を申し出たことなどにより、将来の年金額の基礎となる標準報酬が下がったとき

3歳未満の子を養育する旨の申出

育児休業のとき

組合員が育児休業を取得したとき

- ・育児休業等期間掛金免除の申出
- ・団体積立年金保険「みらい」の掛金払込方法変更の申出
- ・共済貸付弁済金の弁済方法変更の申出

育児休業から復帰後に3歳未満の子を養育しており、お子様の養育のために給与が下がったのに共済掛金が高いままのとき

標準報酬育児休業等終了時改定の申出

掛金や将来の年金額に影響するから届出を忘れないようにしないとね!



3歳未満の子を養育し、育児休業等終了時改定を申し出たことなどにより、将来の年金額の基礎となる標準報酬が下がったとき

3歳未満の子を養育する旨の申出

人間ドック等を受けたとき

要件を満たしていれば助成金を請求することができます。

各種助成金関係についてはP6を見てね!

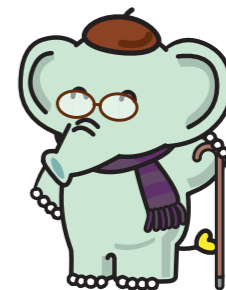


退職のとき

退職後も共済組合に加入したいとき
任意継続組合員となるための申出

※継続できるのは健康保険に限ります。

「みらい」積立金の受取手続をするとき
団体積立年金保険「みらい」の手続



??そぼくなギモン?? 標準報酬ってなに?

毎月の給与から控除される掛金等や給付額を計算するときの基礎となる額のことをいいます。

毎年9月に改定されます。

皆さんの給与明細の右下に書いてありますので見てみてくださいね。

短期共済標準報酬月額	平成**年**月	***,***
厚生年金等標準報酬月額	平成**年**月	***,***

たとえばこんな感じだゾウ



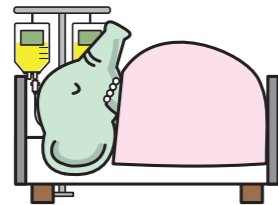
こんなときは共済組合の サービスをご利用ください

万が一のとき

▶ 病気やけがのとき

医療費が高額になると見込まれるとき
限度額適用認定証の発行申請

特定疾病により療養を必要とするとき
特定疾病療養受療証の発行申請



保険証を使用せずに医療機関等を受診したときや治療用装具を購入したとき
療養費の請求

緊急措置のため医師の指示により移送されたとき
移送費の請求
※給付要件を全て満たしており、かつ共済組合が認めたときに給付されます。

高額な医療費を負担したが、共済組合から送金がなかったとき
高額療養費及び附加給付の請求
※共済組合からの送金には4ヵ月程度かかります。

共済組合加入中に起こった病気やけがによって障害の状態になったとき
障害厚生年金の請求
※要件等はホームページをご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定額を超えたとき
【対象期間】8月から翌年7月までの1年間
高額介護合算療養費の請求

▶ 休業のとき

仕事上の病気やけが以外で仕事を休み、給与が一定額を下回ったとき
傷病手当金の請求

被扶養者の病気やけが、配偶者の出産などで「欠勤」したとき
休業手当金の請求

▶ 災害のとき

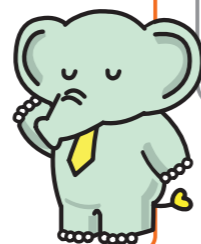
組合員又は被扶養者が住居や家財に損害を受けた場合
災害見舞金の請求

▶ 離婚のとき

結婚から離婚までの間の年金記録の分割を希望するとき
離婚時における年金分割

??そぼくなギモン?? 共済組合の用語

組合員：共済組合加入者(社員)ご本人のことです
被扶養者：共済組合から保険証(被扶養者証)の交付を受けたご家族のことです
任意継続組合員：退職時から引き続き共済組合に加入する申出をした組合員のことです(「任継」と略すことがあります)



被扶養者になるためには収入限度額などいくつかの要件があるから注意が必要だよ。

万が一のために

▶ 死亡のとき

業務外の事由で組合員又は被扶養者が死亡したとき
埋葬料・家族埋葬料の請求

災害で組合員又は被扶養者が死亡したとき
弔慰金・家族弔慰金の請求

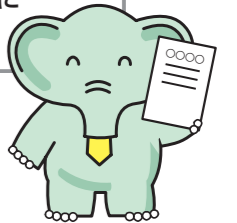
任意継続組合員本人が死亡したとき
任意継続組合員脱退申出及び掛金の還付請求

遺族が厚生年金を請求するとき
遺族厚生年金の請求
※要件等はホームページをご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。

▶ 公的年金の補完

団体積立年金保険(抛成型企業年金保険)に加入したいとき
団体積立年金保険「みらい」の加入申込
※加入資格・募集期間がありますのでコールセンターにお問い合わせください。
※年一回の募集時に口数変更等を行うことができます。

様式はホームページからダウンロードするか、コールセンターに相談してね。



貸付を受けられる範囲には制限があります。また、厳重な審査があるので期間に余裕を持って申請してね。



▶ お金が必要なとき

貸付金の用途	貸付の種類	要件
引越しや商品の購入	普通貸付(一般又は物資)	組合員期間が継続して6ヵ月以上
住宅の購入	一般住宅貸付	組合員期間が継続して3年間以上
	特別住宅貸付	組合員期間が継続して20年以上 【利用できる方】(①~②のいずれかに該当) ①2年以内に自己都合退職を予定している組合員 ②5年以内に定年退職を予定している組合員
	提携住宅ローン	コールセンターへお問い合わせください
入学金や授業料	特別貸付(教育)	組合員期間が継続して6ヵ月以上
挙式、披露宴、新婚旅行等	特別貸付(結婚)	
災害を受けた建物等の修繕をするとき	特別貸付(災害)	
葬儀、墓地の購入等	特別貸付(葬祭)	
医療費	特別貸付(医療)	

各種給付等の詳細・手続等は
日本郵政共済組合HPをご覧ください。

ゆうせい共済

検索

共済組合のサービス内容(助成関係)

▶ 人間ドック・がん検診助成

人間ドック、がん検診又は脳ドックを受検した時、助成を受けられる場合があります。

請求期限は受検日から起算して2年です。

どなたとき	対象者	年齢要件	助成額
人間ドックを受けたとき	組合員(注1)	毎年11月頃、各社で募集している人間ドックのみ助成対象です。自己負担額は、検診費から共済助成額を差し引いた後の金額となっていますので当共済センターへの請求は不要です(募集要項参照)。	
	組合員(注1)の被扶養配偶者	満35歳以上(注3)	上限 16,000円
	任意継続組合員	満35歳以上(注4)	上限 20,000円
がん検診を受けたとき	組合員(注1)又は被扶養者(注2)	満30歳以上(注3)	検診1種類につき 上限 3,500円
	任意継続組合員	満30歳以上(注4)	
脳ドックを受けたとき	組合員(注1)	満30歳以上(注3)	上限 20,000円
	任意継続組合員	満30歳以上(注4)	

(注1) 任意継続組合員を除きます。 (注2) 任意継続組合員の被扶養者を除きます。
(注3) 受診日当日 (注4) 検診を受ける年度の4月1日時点

▶ 特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの組合員^{*}及び被扶養者を対象に、生活習慣病を予防・発見するための特定健康診査と、内臓脂肪症候群の改善・予防を目的とする特定保健指導を実施しています。

^{*}組合員(任意継続組合員を除く。)は、各社で実施する定期健康診断を以って特定健康診査としますので、別途受診する必要はありません。

▶ 宿泊助成

チェックイン時に、助成を受けられる方の「組合員証」又は「被扶養者証」を提示すると、割引を受けられる場合があります。

宿泊施設	助成対象者	割引額
かんぼの宿・かんぼの郷・ラフレさいたま	組合員及び被扶養者	1泊1名につき1,500円
KKRホテルズ&リゾート	組合員とその被扶養者	各宿泊施設にお問い合わせください

▶ レクリエーション行事への助成

日本郵政グループ各社で行われる以下の行事に対して助成を行います。

詳細は、ホームページに掲載している「[日本郵政共済組合 レクリエーション行事助成利用手順](#)」をご確認ください。

助成対象の費用等、細かな要件があります。

助成対象の行事	助成対象者
社内レクリエーション行事	参加組合員数 × 1,000円 を限度とした実費
サークルレクリエーション行事 (日本郵政グループのレクサークルが主催のレク)	ア 全国大会 参加組合員数 × 13,000円 を限度とした実費
	イ 地方大会 参加組合員数 × 3,000円 を限度とした実費

《助成担当》